



別紙4様式第3号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、岡山県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和8年 5月 15日

笠岡市農業委員会会長 守屋 映男



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
笠岡市大島中1894番1	畑	276	賃借権	樹園地	R8.1 0.1	15年		別紙の通り	

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
 - (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
 - (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
 - (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
 - (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

農地中間管理権の設定関係 ※(一括)出し手 → 機構 → 受け手

(D) の共有者 捨て印等	※自署(氏名)も可	甲捨て印	丙捨て印
---------------------	-----------	------	------

1 各筆明細 地域計画 1 区域内 2 区域外

整理番号	契約関係者	氏名又は名称及び代表者職・氏名	住所
	農地中間管理機構に権利を設定する者(甲) ※法人の場合は、法人名、代表者職名・氏名を記入	※所有者等 フリガナ オダ アカリ この農用地利用集積等促進計画に同意する。(自署又は記名押印) 織田 明里	〒 703-8265 (電話番号:任意記入) 080-3875-1921 岡山県岡山市中区倉田6番地18 58 ※電話番号の取り扱いに同意される場合は☑してください。 <input type="checkbox"/> 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意します。
	農地中間管理機構(乙)	公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	岡山市中区古京町一丁目7番36号
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙) ※法人の場合は、法人名、代表者職名・氏名を記入	※転借人 フリガナ カブシキガイシャヤマブキリンクダイヒョウトリシマリヤクオオシマユカ この農用地利用集積等促進計画に同意する。(自署又は記名押印) 株式会社 ヤマブキリンク 代表取締役 大島 由佳 ※ご自分に法令違反等の事実がないときは☑して下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、農業関係法令(裏面「共通事項」(18))を遵守しており、法令違反の事実はありません。 また、私は、権利取得後、農業等に供することなく、権利取得後3年以内に他者に譲渡や権利設定し、又は転用する行為は行っていません。 ※上記の☐に☑がないときは、別途自己申告書の提出をお願いします こととなります。	〒 714-0096 (電話番号:任意記入) 0865-77-0028 笠岡市九番町1番地9 ※電話番号の取り扱いに同意される場合は☑してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意します。

権利を設定する土地の(甲)以外の所有権その他の使用収益権を有する者(丁)	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
			所有権・その他()		※自署(氏名)も可
			所有権・その他()		※共有者等は甲の捨て印欄の左に捨て印(又は自署)
			所有権・その他()		
			所有権・その他()		

※土地改良事業実施の可能性についての説明
農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあります。

権利の設定をする土地(A)				(乙)に設定する権利(B)及び(丙)に設定する権利(C)							
所在等 ※該当に○				現況地目 ※該当に○か記入	面積 ㎡	権利の種類 ※該当に○	内容 (土地の利用目的) ※該当に○か記入	始期	存続期間 (終期)	借賃 (年額) ※一筆ごとに記入	(賃貸借契約の場合) 借賃の支払方法
市町村名	笠岡市										
No.	大字	字(省略可)	地番								
1	大島中		1894-1	畑	276.00	賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和8年10月1日	令和23年9月30日	2,760円	(乙から甲への支払方法) 毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込
2				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
3				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
4				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
5				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
6				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
7				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
8				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
9				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
10				畑		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
計					276.00					2,760円	(丙から乙への支払方法) 毎年12月15日までに(丙)の口座から引落又は(乙)が指定する口座に振込

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。令和 年 月 日

農地中間管理機構 (乙) 住所(同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長